

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十条の規定により、次の区域において豚又はいのししを所有する者に対し、次のとおり消毒方法等を実施することを命ずる。

令和元年九月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 実施の目的

本県における豚コレラのまん延防止

### 二 実施する区域

県内全域

### 三 実施の期日

令和元年九月二十六日から同年十月二十五日まで

### 四 実施方法

次に掲げる方法。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。

#### イ 消毒方法

農場内（施設の周囲及び農場敷地内をいう。以下同じ。）等での消石灰の散布

#### ロ ねずみ、昆虫等の駆除方法

農場内等での殺鼠剤及び殺虫剤の散布